

第145回佐賀市農業委員会農地部会議事録

- 日 時 平成29年10月19日(木) 午前9時33分～午前11時58分
- 場 所 佐賀市大和支所 3階第3会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出(除外)
 - 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出(編入)
 - 第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 5. 閉 会

午前 9 時 33 分 開会

○農地部会長（大園敏明君）

皆さん改めましておはようございます。

今、実りの秋、収穫の秋ということでございますが、日本国中、秋雨前線のせいでなかなか農作業も進まないような状態でございます。市内の平坦部も、あとはもち米の収穫ということになっていますが、雨が多くてなかなか機械が入れないのが現状でございます。皆様も最後の稲取り入れということになります、体には十分注意して農作業をしていただきたいと思います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまより第145回佐賀市農業委員会農地部会を開会します。

本日の付議すべき事項といたしまして、報告第1号 農地法第3条の3届出5件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知23件、報告第3号 使用貸借解約通知4件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出9件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請5件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請5件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請23件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転3件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定117件、第6号議案 非農地通知について3件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）28件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）1件、第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出15件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月6日、北部は10月11日に行っております。

また、調査会については、南部が10月12日、北部が10月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、部会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、26番委員の山口敏勝委員、27番委員の志津田委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書19ページから21ページまでの

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び審議番号11番から15番までの審議結果について、坂井会長より報告をお願いします。

○会長（坂井邦夫君）

報告いたします。

先般、10月16日に開催されました第19回常設審議委員会会議の報告をいたします。

佐賀市関係におきましては、農地法第4条の規定による意見聴取につきましては、3,000㎡超え及び1,000㎡以上3,000㎡以下、いずれもございません。

農地法第5条の規定による意見聴取につきましては3件、3,000㎡超え2件、1,000㎡以上3,000㎡以下1件。

農地法第5条関係3件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答されました。

以上、報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

坂井会長、ありがとうございました。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5

○農地部会長（大園敏明君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から5までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書2ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～23

○農地部会長（大園敏明君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から23番までの23件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書8ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4

○農地部会長（大園敏明君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書9ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○農地部会長（大園敏明君）

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○農地部会長（大園敏明君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書11ページから13ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○農地部会長（大園敏明君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

意見なしということで、次に進みます。

これより議案の審議に入ります。

議案書14ページ及び25ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

23

○農地部会長（大園敏明君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号23番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、農地法第3条の申請は、区分地上権の設定、農地法第5条の申請は、転用目的が「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号23番は、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人による説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番については、「区分地上権の設定」の案件で、農地の上空に太陽光パネルを設置するにあたり、その権利設定のために申請されたものです。

この案件は、耕作のための申請ではありませんので、下限面積などの、農地法第3条第2項各号の要件は該当せず、下部農地での営農に支障が無く、権利者の同意も得ていることから、許可相当と判断しました。

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号23番については、「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件で、申請人は一時転用の許可を得て、平成26年から申請地で営農型発電設備の実証実験を行ってこられました。今般、3年間の一時転用期間が満了となるため、一時転用の更新申請をされたものです。

申請地では米作が行われておりますが、発電設備の下部には農業用機械を効率的に利用する空間が確保され、地域の平均反収の8割以上の収穫があり、品質の劣化も無いことから、今後の営農継続に支障がないことを確認しました。

申請人に、ワイヤーの劣化について確認したところ、定期的に確認しており、耐用年数は25年の設計になっているので問題なく、今後も実証実験を続けていきたい旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等に問題

ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準については、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請のとおり許可相当として部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号23番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

○農地部会長（大園敏明君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、親族間の使用貸借の案件、審議番号2番、3番は、交換の案件、審議番号4番は、普通売買の案件です。

審議番号1番から4番までの各案件については、地区農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないと判断し、申請どおり許可相当として、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

○農地部会長（大園敏明君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号1番については、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外の決定を経た案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅から離れた借地に海苔資材を保管していることから、盗難等の心配があるため、自宅に隣接する申請地を移転先として利用したく申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、審議番号1番については、申請どおり許可相当として部会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより裁決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び19ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

8

○農地部会長（大園敏明君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人の説明によると、申請地は日当たりが良いため、太陽光発電設備に適していると判断し、申請されたとのことでした。

申請人に、パネル等の搬入方法について確認したところ、資材の搬入は東側からの里道を通行し、申請地南東隅の暗渠管が埋設されている部分には鉄板を敷き、暗渠管が壊れないよ

うにするとの回答を得ました。また、東側水路の法面部分の管理について尋ねたところ、草刈等の管理は自分が行う旨の回答がありました。

更に、工事施工にあたって里道が損傷した場合の対応についても、自ら復旧することで地元同意を得ているとのことでした。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分はいずれも、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請のとおり許可相当として部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・4・5

○農地部会長（大園敏明君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番、4番及び5番の3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番は、転用目的が「資材置場（一時転用）」の案件で、申請人は、農業の傍ら、土木業を営んでいますが、今般、宅地造成工事を請け負うにあたって、申請地を土砂の仮置場として利用したく、一時転用申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準については、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は、一般住宅として転用する計画ですが、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘を行いたく、一時転用申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管、下水管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設が存在する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が障がい者施設への「通路」の案件で、申請人は、知的障がい者のグループホーム等を運営しておりますが、今般、施設への通路が、手続きを経ることなく利用されていることが判明したため、転用申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号3番を除く審議番号2番から5番までの3件については、申請どおり許可相当として部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定

いたしました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3

○農地部会長（大園敏明君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「遊覧飛行発着場」の一時転用案件で、申請人は、航空運送業を営んでいますが、来月に行われる佐賀バルーンフェスタの開催期間中に、来場者を対象としたヘリコプターの遊覧飛行を実施したく、申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」であるため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「薬局」の農振除外の決定を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、薬局を経営していますが、既存の敷地では手狭になっており、また、現在、連携をとっている病院が移転したため、今般、病院に隣接する申請地に薬局を移転したく、申請されたものです。

申請人に、申請地南側水路敷の管理について確認したところ、地元との調整を行い、草刈などの適切な管理を行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」であるため甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、家族4人で借家に居住していますが、手狭となったため、住宅の建築を計画したところ、申請地は妻の実家に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から3番までは、申請どおり許可相当として部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。10番委員。

○10番（山口 明君）

バルーンフェスタのときにヘリを飛ばすということですが、大体バルーンを飛ばすときには飛行禁止地域じゃないかなと思いますが。

○農地部会長（大園敏明君）

事務局、説明をお願いします。

○事務局（陣内和昭農地係主任）

バルーンの競技時間中は、ヘリコプターの飛行を行わないということで説明を受けております。

○農地部会長（大園敏明君）

今の事務局の説明でよろしいですか。

○10番（山口 明君）

はい、わかりました。

○農地部会長（大園敏明君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び65ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

19

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

28

○農地部会長（大園敏明君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号19番及び第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号28番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体のものとして申請、申出されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号19番及び第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号28番は、転用目的及び除外目的が「産業廃棄物置場」の案件で、一体のものとして申請及び申出されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人は、産業廃棄物運搬処理業を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い、申請地を産業廃棄物の一時置場として利用したく、申請されたものです。

申請人に対し、申請地からの雨水排水について、油等の流出がないか確認したところ、申請地内の3ヶ所に油水分離槽を設置する計画であり、このことを含め、下流地域の代表者を含む住民説明会を開いたところ、いくらかの条件は出されたものの、最終的には合意に至ったとのことでした。また、申請地北側の農地への通作について確認したところ、西側道路から進入できるように申請人がスロープを設けて、農地への通作路を確保するとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、許可相当及び承認できるものと判断しました。

農地区分はいずれも、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、転用案件は申請のとおり許可相当として、また、除外案件は申出どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（百武正幸君）

お尋ねいたします。

この会社は産業廃棄物の運搬処理業となっておりますけれども、最終的に処理も行ってお

られますか。

○農地部会長（大園敏明君）

事務局、お願いします。

○事務局（宗像 剛農地係主幹）

運搬処理で、処理の資格もお持ちですけれども、今回の案件は一時置き場という形で、この場での処理は計画されておられません。あくまで一時的に置いて、また持っていくという形での計画となっております。

○13番（百武正幸君）

それでは、他の会社に委託されるわけですね。佐賀市内では割と処理場が少ないものですから、他市等に持っていかれているようですけど、大体通常はどうされているんですか。

○事務局（宗像 剛農地係主幹）

産業廃棄物は物によって処理場が変わってくると思うんですが、最終的にどこに持っていかれるかについては、こちらでは把握してはおりません。

○農地部会長（大園敏明君）

事務局。

○事務局（古賀康生副局長兼農地係長）

補足をさせていただきますが、この農地転用の許可後には、申請人が県の所管課に、この産業廃棄物の一時置き場ということで申請をされます。その後につきましては、県の担当課が監視をしていくこととなります。

○農地部会長（大園敏明君）

13番委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

○13番（百武正幸君）

はい、わかりました。

○農地部会長（大園敏明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可及び申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号19番については、申請どおり許可、及び第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号28番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページから24ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

8・19を除く4～22

○農地部会長（大園敏明君）

審議番号8番及び19番を除く、4番から22番までの17件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番は、転用目的が「条件付分譲住宅」の案件で、北部調査会委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の説明によると、申請地は、医療施設等に近く、交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、申請地西側にある南北2筆の田への用水について確認したところ、申請地と北側市道との境界部分に、東西方向の用水管を埋設して、西側水田への用水とする計画としており、さらに、これにつなぐ形で申請地の西側境界部分に南北方向の用水管を設置し、南西側の田への用水を確保する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管、下水管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存在する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定して

おります。

審議番号5番、6番は、転用目的が「板金作業場用地」及び「一般住宅用地」の農振除外を経た案件で、一体的に造成されることから、一括審議・一括採決としました。

申請地は、圃場整備事業と一体的に施工される市道整備事業の収用移転先として創設された非農用地で、板金作業場用地及び一般住宅用地といたく、転用申請されたものです。

地区農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「認定こども園の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において、申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、現在、送迎用の駐車場や職員駐車場が不足していることに加え、園児が自然と触れ合える遊び場を設置したく、転用申請されたものです。

申請人に、申請地南側の駐車場の利用方法及び橋梁の用途について確認したところ、駐車場については、主に職員用の駐車場として利用する旨の説明があり、また橋梁については、災害など非常時のほか、園児の野外学習時に利用するとのことで、園関係の車の出入りはない旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号9番、10番は、転用目的が「一般住宅」および「共同住宅の駐車場」の案件で、

一体的に造成されるため、一括審議・一括採決とし、北部調査会委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号9番について、申請人は、現在、借家に居住していますが、住宅の建築にあたり、申請地は、勤務地に近いため、適地と判断し、転用申請されたものです。

審議番号10番について、申請人は、不動産業を営んでいますが、現在、申請地北側に共同住宅を建築中であり、申請地をその入居者用の駐車場として利用したく、転用申請されたものです。

なお、委員から審議番号10番の申請人に対し、駐車場の利用に際しては、東側道路の通行の妨げとならないよう配慮を求める意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号11番から14番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体案件として申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、北部調査会委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の説明によると、申請地は、近隣に大型商業施設があり、交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、申請地西側に残る農地の耕作について確認したところ、今後も引き続き地権者が耕作を行うため、今回、新たに農地への乗り入れ口を設ける計画としているとの回答を得ました。また、購入予定者に対する、農作業の周知について確認したところ、契約の際に、重要事項として説明をする旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上

又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「条件付分譲住宅」の案件で、北部調査会委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地にあり、住環境も良いことから、住宅地として適地と判断し、転用申請されたとのことです。

申請人に、大雨の際の雨水対策について、現行の計画で問題ないか確認したところ、開発関係課を始め関係部署との協議が済んでおり、開発申請においても指摘等は受けておらず、関係各課からは問題ないとの回答を得ているとのことでした。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が1区画の「条件付分譲住宅」の案件で、北部調査会委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に小学校があり、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、建設工事の際の安全を確認したところ、十分注意して事故の無いようにするとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管、下水管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存在する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号17番は、転用目的が「貸資材置場の敷地拡張」の案件で、北部調査会委員による

現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、自身が経営する会社の事業規模の拡大に伴い、資材置場が不足している状況であるため、申請地を資材置場として拡張したく、転用申請されたものです。

申請人に、資材が隣の農地や宅地に流れ込まないか確認したところ、境界にコンクリートブロックを設置したうえで、1 m程度引いて資材を置くが、万が一、流れ込みが発生した場合は、直ちに対応する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「既存施設の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において、申請人説明を求めました。

申請人は、土木工事業を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い、既存敷地が手狭となっているため、申請地を資材置場として拡張したく、転用申請されたものです。

申請人に、申請地の北側に置く重機の乗入口を確認したところ、東側の農道から安全に乗入れを行う旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であり、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号20番から22番までの3件については、転用目的が「資材置場」の案件で、一体案件として申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、北部調査会委員による現地

調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の説明によると、申請人は仮設足場工事を業務としておりますが、事業規模の拡大に伴い、既存の資材置場が手狭となっているため、新たに申請地を資材置場として利用したく、転用申請されたものです。

申請人に、申請地の周囲を鋼板で囲むことについて、見通しが悪くならないか確認したところ、部分的に透明パネルを設置して、死角を解消したいとの説明を受けました。

また、出入り口が、西側の交差点に近いので、危険性は無いか確認したところ、出入り口の位置については再度検討するとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号8番および19番を除く、審議番号4番から22番までは、申請のとおり許可相当として部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

これより審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、申請人が同一で、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件についても、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号11番から14番までの4件については、一体案件として申請されたものです。そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番から14番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番について、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番について、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番について、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番について、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号20番から22番までの3件についても、一体案件として申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番から22番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3

○農地部会長（大園敏明君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件：8,302㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書27ページから49ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～96

○農地部会長（大園敏明君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から96番までの96件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号 1 番から96番までの96件

新規 16件： 161,214㎡

更新 80件： 428,085.58㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この96件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この96件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この96件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番から 96 番までの 96 件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページから54ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

97～117

○農地部会長（大園敏明君）

審議番号97番から117番までの21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号97番から117番までの21件

新規 6件：35,657㎡

更新 15件：58,678㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、計画案どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この21件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号97番から117番までの21件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1・2・3

○農地部会長（大園敏明君）

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地区農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで、非農地と判断し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書56ページから62ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～19

○農地部会長（大園敏明君）

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から19番までの19件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が、「寺院の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、檀家数が45戸ほどある寺院ですが、20年ほど前から、申出地を農地とは知らずに、所有者の承諾を得て駐車場として利用してきたとのことで、今後も引き続き必要であるため、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番は、除外目的が、「一般住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、家族3人で借家に居住していますが、今般、一般住宅の建築を計画するにあたり、申出地は、実家に隣接しているため、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについての確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで第1種農地のイの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番から5番までについては、除外目的が、「病院の敷地拡張」の案件で一体案件として申出されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、病院を運営していますが、当初の計画よりも外来患者数が大幅に増加し、それに伴い職員数も増加しているため、日常的に駐車場が不足している状況で、特に休日明けなどは、病院敷地外の道路にまで車が並ぶこともあるとのこと。また、職員の半数近くが病院から少し離れたところに駐車場を借りており、朝夕の通勤ラッシュ時には多くの職員が横断歩道を一度に横断するため、近くの交差点では車の右折左折がしにくく、その結果、周辺の交通渋滞を招いているとのこと。そこで、これらの問題を解消すべく、既存の病院敷地に隣接する申出地を職員駐車場として拡張したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについての確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「公民分館」、審議番号7番は「一般住宅」の案件で、この2件は一体的に造成される計画であることから、一括審議、一括採決としました。

農業振興課からの説明などによると、審議番号6番、7番は共に国道の拡張工事による収用移転の案件で、現在の公民分館と一般住宅を南側に建て直す計画であり、各々、残地の宅地を利用した申出となっております。

この2件について、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などの確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、どちらも「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」であるため甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、審議番号6番は、「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」、

審議番号7番は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号8番は、除外目的が、「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、兼業で農業を営んでいますが、今般、子供夫婦と同居することになったため、そのための住宅の増築と、併せて農業用倉庫の建て替えを計画し、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、547番2は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。555番2は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「寺院の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、檀家数が25戸ほどある寺院ですが、法事等の際には、駐車場が不足し、近隣に迷惑をかけているため、申出地を駐車場の一部として利用したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号10番は、除外目的が「神社の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、氏子数が550戸ほどある神社ですが、行事の際には、駐車場が不足し支障をきたしているため、申出地を駐車場として利用したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できる

ものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」であるため甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、申出地の東側に居住していますが、申出地は平成元年頃に譲受人の亡父が譲渡人の承諾を得て、自宅への通路部分として造成し、現在まで利用してきたとのことで、今般、適法化のため、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅より離れた借地で漁業用資材を保管しており、十分な管理ができていないため、管理が容易となる自宅南側の申出地に移設したく、申出されたものです。

委員から、隣接農地への被害防除について質問が出され、農業振興課の担当者より、申出地の西側田との境界には既存ブロックがあり、また、今回の造成高は10cm程度で、自ら所有する南側田との境界の法面を安定勾配にすることで耕作には影響ないとの説明を受けたとのことでした。

その他、転用面積の必要性などについて確認し、一部許可なく転用されていることについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」であるため甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「福祉施設の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、福祉事業を営んでいますが、事業規模拡大に伴う利用者及び職員が増加し、駐車場が不足しているため、既存の敷地に隣接する申出地を駐車場として拡張したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号14番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、平成22年ごろから、手続きが必要とは知らずに、所有者の承諾を得て海苔資材置場として利用してきたとこのことで、今後も引き続き必要であるため、申出されたものです。

委員から、既存敷地内にある水路敷についての質問があり、農業振興課の担当者より、申出人は払下げ申請を計画されており、水路敷き管理者とも協議中であるとの説明を受けました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」であるため甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号15番は、除外目的が事業用の「駐車場」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、申出地の西隣で魚卸業を営んでいます。事業規模の拡大に伴い、既存敷地が手狭になっているため、新たに従業員駐車場等を整備したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで第1種農地のイの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号16番については、除外目的が、「通路」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、申出地に隣接する宅地で住宅建築を予定していますが、申出地を宅地への進入路として利用したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについての確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号17番は、除外目的が「一般住宅の敷地拡張」、審議番号18番は「車輛置場の敷地拡張」の案件で、この2件は申出人が同一で、一体のものとして申出されていることから、

一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、審議番号17番について、申出人は、現在、申出地南側の借家に居住していますが、この住宅を購入するにあたって、土地の調査をしたところ、申出地が住宅敷地の一部となっていることが判明したため、申出されたものです。

また、申出人は、中古車販売業を営んでいるため、審議番号18番の申出地を車輛置場として拡張したく、申出されたものです。

なお、審議番号18番については、委員から、申出地周囲の水路は農業用水路であることから、車輛置場として利用するにあたって、車輛からオイル等が流れないように対策を講じるよう申出人に伝えることとの意見が出されました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、どちらも「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号19番については、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、家族4人で実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に近く、今後、農業の手伝いなどにおいても適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについての確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、審議番号1番から19番までは、申出どおり承認し、部会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番から5番までの3件については、一体のものとして申出されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。22番委員。

○22番（秀島正和君）

駐車場に550台入るとのことですが、駐車場はアスファルトですか、砂利ですか。

○農地部会長（大園敏明君）

事務局、説明をお願いします。

○事務局（陣内和昭農地係主任）

アスファルト舗装とする計画になっております。

○農地部会長（大園敏明君）

22番、今の説明でよろしいですか。

○22番（秀島正和君）

南側の農地は、道路をまたいでいきますので、水の流れは余り影響ないかなと思いますけれども、先ほどありましたように、アスファルトであれば、水の流れがどっちに行くのか。また、周りに影響がないのかということ。550台ということで、先ほどありましたように国道の渋滞もありますでしょうが、近隣の交通渋滞、ちょっと農業委員会は余り関係ないと思いますが、そこら辺はどうですか。何か道路が通る計画とかいうようなものがあるんですか。

○農地部会長（大園敏明君）

はい、事務局をお願いします。

○事務局（陣内和昭農地係主任）

まず、申し出地内の雨水につきましては、南部の現地調査会資料の2ページの航空写真をご覧ください。申出地が水路を挟んで2つ、上下に分かれておりまして、真ん中の水路に雨水を流し込む計画となっております。

また、駐車場の出入りですが、既存の病院の敷地からスロープを設ける計画で、出入りは既存の病院からのみとなっております。新たな道路を設ける計画はございません。また、計画については、地元への説明会が行われていると伺っております。

以上でございます。

○農地部会長（大園敏明君）

22番委員、事務局の説明でよろしいですか。

○22番（秀島正和君）

はい。

○農地部会長（大園敏明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から5番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号14番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号15番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号16番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号17番及び18番の2件については、一体のものとして申出されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番及び18番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号19番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書62ページから64ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

20・21・22・23・24・25・26・27

○農地部会長（大園敏明君）

審議番号20番から27番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号20番は、除外目的が「公民分館」の案件で、農業振興課からの説明などによると、現在、医大東公民分館は、老朽化が進み、建替えの必要が生じており、また、世帯数が大幅に増加していることから、申出地へ移転建築し、十分な収容能力を持つ地域住民の活動及び交流の拠点として利用したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益施設が連たんしている農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のbの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号21番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、今般、申出人が土地の調査をしたところ、申出地を自宅敷地の一部として利用していたことが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号22番、23番は、除外目的が「農家住宅」の案件、審議番号24番は「分家住宅」の案件で、この3件は一体的に造成されることから、一括審議・一括採決としました。

農業振興課からの説明などによると、審議番号22番、23番の申出人は、現在、借家に居住していますが、今般、県道の新設工事により実家が収用されることになったため、親との同居を計画し、申出地に農家住宅を移転建築したく、申出されたものです。

また、審議番号24番について、申出人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申出地は、妻の実家に隣接しているため、分家住宅として適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、いずれも「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号25番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでおりますが、申出地一帯は、地形的な問題から安定したサービスの提供ができない地域となっており、携帯電話無線基地局の設置が必要であるため、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第14号により、許可不要と決定しております。

審議番号26番は、除外目的が「一般住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は市外に住みながら、実家の農業を手伝ってききましたが、今後は実家近くに居住して、農業を手伝っていきたいと考え、住宅の建築を計画し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号27番は、除外目的が宅地への「通路」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、申出地南側の宅地に住宅建築を計画していますが、申出地を宅地への進入路として利用したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、審議番号28番を除く、審議番号20番から27番までの8件については、申出どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

これより審議番号20番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号21番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号21番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号22番及び23番の除外目的が「農家住宅」、審議番号24番は「分家住宅」の案件で、一体的に造成する計画となっていま

す。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号22番から24番の3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号25番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号25番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号26番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号26番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号27番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号27番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書66ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1

○農地部会長（大園敏明君）

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書67ページから71ページまでをお開きください。

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1～14

○農地部会長（大園敏明君）

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出、審議番号1番から14番までの14件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（百武正幸君）

報告します。

審議番号1番から14番までについて、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、この14件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から14番までの14件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書71ページをお開きください。

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出

15

○農地部会長（大園敏明君）

審議番号15番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号15番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、部会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○農地部会長（大園敏明君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

第145回佐賀市農業委員会農地部会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農地部会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○農地部会長（大園敏明君）

異議なしと認めます。よって、第145回佐賀市農業委員会農地部会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農地部会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

第145回佐賀市農業委員会農地部会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時58分 閉会